

# 令和6年3月1日から 戸籍制度が利用しやすくなります！

■戸籍の届出における戸籍謄抄本の提出が原則不要となります。

## ■戸籍証明書等の広域交付

本籍地以外の市区町村窓口でも、戸籍証明書、除籍証明書を請求できるようになります。

これによって、

### 【どこでも】

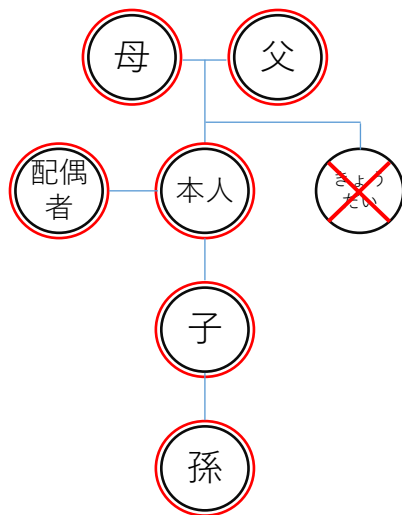
本籍地が遠くにある方でも、お住まいや勤務先の最寄りの市区町村の窓口で請求できます。

### 【まとめて】

ほしい戸籍の本籍地が全国各地にあっても、1か所の市区町村の窓口でまとめて請求できます。

※ 一部事項証明、個人事項証明書は請求できません。

## ■広域交付で戸籍証明書等を請求できる方



○本人  
○配偶者  
○父母、祖父母など(直系尊属)  
○子、孫など(直系卑属)  
の戸籍証明書等を請求することができます。

## ■ご利用に当たっての注意事項

- 戸籍証明書等を請求できる方(上記参照)が市区町村の戸籍担当窓口にお越しになって請求する必要があります。
- 郵送や代理人による請求はできません。
- 生存配偶者が死亡配偶者の婚姻前の戸籍請求をする場合、第三者請求と考えられるため、請求できません。
- 窓口にお越しになった方の本人確認のため、以下の写真付きの本人確認書類の提示が必要です。
  - ・運転免許証
  - ・マイナンバーカード など

■広域交付に関する詳細  
法務省ホームページ

